

すべての児童が主体的に学び、安心して、 自主的・自律的な学校生活を送るためのきまり（生徒指導規程）

福山市立遺芳丘小学校

第1章 総則

目的

第1条 この生徒指導規程は、児童が主体的に学び、安心して自主的・自律的に学校生活を送る中で「感謝・思いやりの心を持ち、仲間と共に、学び続ける子ども」を育成するための規定です。

第2章 学校生活に関すること

（登下校）

第1条 登下校の時間を守ろう。

- 1 登校時には、通学班で並んで、午前7時50分から8時05分までには、登校します。
- 2 下校時には、学年毎の下校を中心とします。

第2条 登下校は、決められた通学路を通りましょう。

- 1 決まった通学路を通り、地域の人などに、自分から進んで挨拶します。
- 2 防犯ブザー(防犯笛)は、ランドセルにつけましょう。

（服装）

第3条 登下校時、学校の中、特別な学校行事や社会見学など学校外での学習活動の時は、標準服を着ます。

- 1 標準服とは
 - ・夏服 ポロシャツ・ブラウス【白】
半ズボン・折スカート【紺】
長ズボン【紺・黒】
 - ・冬服 男女兼用ブレザー（イートンW型【紺】）
その下は、夏服と同じです。
 - ・目安日 夏服 6月1日
冬服 11月1日

※体調や気温などを考慮し、保護者の方々の判断で着用するようにします。

- ・通学帽 赤白帽子です。
- ・靴 運動に適した靴です。
- ・その他

※ポロシャツは、ズボンやスカートの中に入れる。

※体調・天候に合わせて、標準服の内側に着るベスト、セーター、スカートの下にスパッツ、タイツ、レギンスを着用してもよいです。

（華美でないものとします。）

※ピアスは着用しません。宗教上の理由など、特別な事情がある場合は、学校に相談してください。

2 体操服

- ・季節、体調により、半袖・長袖、ハーフパンツ・ジャージを着てもよいです。

3 防寒着

- ・マフラー・手袋・ネックウォーマー・ジャンパー等については、天候や児童の体調、感染防止対策などを考えて、必要な場合に着用してよいです。ただし、校舎内に入ってからのは、着用しません。手袋のみ、休憩時間に着用してもよいです。

4 頭髪

- ・学校生活や学習・運動の妨げにならないような髪型にしましょう。
- ・肩より長い髪は束ね、髪を束ねましょう。（黒・紺・茶色のゴム）

（学校生活）

第4条 学校は、すべての児童が、安全で安心して主体的に学ぶ場所です。

1 時間を守ろう。

- ・次の学習の準備をして休憩し、チャイムで着席して学習が始まります。

2 授業中

- ・机の上には、学習に必要なものを考えて出しましょう。

3 ベランダには出ません。

4 他の学級には勝手に入りません。

5 階段前や渡り廊下では、遊びません。

6 特別教室は、ルールを守って使いましょう。

7 持ち物には、はっきりと名前を書きましょう。

8 各学年の実態に応じて、学習に必要なものを持ってきましょう。

※筆箱の中に用意するもの

鉛筆（4、5、6年は、シンプルなシャープペン可）・赤鉛筆（4、5、6年は、ボールペン可）・消しゴム・名前ペン・さし（めもりのよく見えるもの）・マーカー（4、5、6年は、必要であれば可）

※学年によっては、分度器、三角定規、コンパスが必要です。

※マスコットやキーホルダーは、持ってきません。

- 9 携帯電話を持ってきません。(特別な事情がある場合は、学校に相談してください。)

(給食)

第5条 給食について

- 1 ナフキンをしいて食べます。(ナフキンは、各自で用意しましょう。)
- 2 給食当番は、手をきれいに洗って、マスク(個人で用意)・エプロン・帽子をつけ準備しましょう。
- 3 当番が終わったら、エプロン・帽子を家に持ち帰り、きれいに洗って持ってきてましょう。

第3章 校外での生活に関すること

(学校から帰ったら)

第1条 外出した時は、4月～9月は午後6時

10月～3月は午後5時に帰宅しましょう。

第2条 家の人許可を得てから、外出しましょう。

(遊び・安全)

第3条 遊び方や交通安全について、休業中のきまり(別途配布)を守りましょう。

第4章 休業中の生活に関すること

第1条 休業中のきまり(別途配布)に従って、保護者と相談して、快適な休業日が送れるように考えて生活しよう。

- 1 夏休み、冬休み、春休みのきまりを出します。

第5章 その他

第1条 学校のをこわした場合、保護者負担で、修理・修繕してもらうこともあります。

第2条 授業妨害、エスケープ、暴力行為、火遊び万引き、家出、金品強要などの問題行動を起こした場合、事実を確認した上で、学校、保護者と今後の指導方針などの話し合いを行います。

第3条 情報化社会で起こる様々な問題行動(メール、SNSなどによる誹謗中傷行為)を起こした場合、事実を確認した上で、学校、保護者と今後の指導方針などの話し合いを行います。